

○上野原市低入札価格調査実施要綱

平成21年1月20日

告示第3号

改正 平成21年7月31日告示第51号

平成23年7月27日告示第29号

平成25年9月2日告示第53号

平成26年3月28日告示第31号

平成28年5月31日告示第53号

平成29年4月28日告示第30号

平成31年3月19日告示第10号

平成31年3月19日告示第26号

令和元年6月27日告示第11号

令和4年3月29日告示第29号

注 令和4年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを確認するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

(1) 総合評価落札方式により執行する工事

(2) その他、市長が低入札価格調査を用いて入札を執行することが必要であると認める工事

(調査基準価格の設定)

第3条 市長は、前条の対象工事の入札を執行するときは、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとする。この場合において、調査基準価格を定めたときは、予定価格調書に当該調査基準価格を記載するものとする。

2 前項の調査基準価格は、当該工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円未満の金額は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の92を超える場合は、予定価格に100分の92を乗じた額とし、予定価格の100分の75に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じた額とする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額
- 3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長は予定価格の100分の92から100分の75の範囲内において調査基準価格を定めるものとする。
- 4 調査基準価格の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (令4告示29・一部改正)

(入札参加者への周知)

第4条 本調査の円滑な運用を図るため、入札説明書等により、調査基準価格を下回る入札を行った者は最低価格入札者（総合評価落札方式適用工事にあつては評価値の最も高い者。以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合がある旨を周知させるものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して、保留を宣言し、後日、調査及び審査のうえ、落札者を決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 市長は、調査基準価格を下回る価格の入札があつた場合、その価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる内容について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 見積書又は内訳書の内容
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 当該工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 建設副産物の搬出地
- (11) その他必要な事項

2 前項に規定する調査は、財政経営課長、調査対象工事担当課長及び必要に応じて市長が指名する職員により行うものとする。

(低入札価格審査委員会)

第7条 前条に規定する低入札価格調査の結果をもとに、最低価格入札者と契約するか否かを審査し決定するため、上野原市低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、上野原市建設工事等指名業者選考会議の委員のほか、必要に応じて会長が指名する職員をもって構成し、会長は副市長、副会長は総務部長をもって充てる。

(審査及び落札決定)

第8条 委員会は、前条による報告を受けたときは、低入札価格調査の内容を審査のうえ、次に定めるところにより取扱いを決定する。

(1) 最低価格入札者の申込みに係る価格により、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その入札者を落札者とする。

(2) 最低価格入札者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内で入札したその他の者のうち、最低の価格をもって入札した者若しくは総合評価落札方式により評価値が最も高かった者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最も評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る場合には、次順位者に対して最低価格入札者と同様の手続きを行うものとする。

(落札結果の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、その他の入札者にその旨をファックス等により知らせるものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により落札者を決定したときは、最低価格入札者に落札者とならない旨の通知をするとともに、その他の入札者にその旨をファックス等により知らせるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年7月31日告示第51号）

この告示は、平成21年8月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則（平成23年7月27日告示第29号）

この告示は、平成23年8月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則（平成25年9月2日告示第53号）

この告示は、平成25年9月2日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第31号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日告示第53号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上野原市低入札価格調査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告等を行った工事の請負契約について適用し、同日前に入札公告等を行った工事の請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 28 日告示第 30 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上野原市低入札価格調査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告等を行った工事の請負契約について適用し、同日前に入札公告等を行った工事の請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日告示第 10 号）

この告示は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日告示第 26 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日告示第 11 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上野原市低入札価格調査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告等を行った工事の請負契約について適用し、同日前に入札公告等を行った工事の請負契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日告示第 29 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上野原市低入札価格調査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告等を行った工事の請負契約について適用し、同日前に入札公告等を行った工事の請負契約については、なお従前の例による。